

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙、本選挙における投票録、開票録および有権者名簿（以下「本件対象公文書」という。）を非公開としたが、次に掲げる部分の非公開は妥当であるが、それ以外の部分については公開することが妥当である。

- 1 投票録に記録されている情報のうち、選挙立会人署名および印影
- 2 開票録に記録されている情報のうち、選挙立会人署名および印影

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成12年10月10日、異議申立人は、滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和62年滋賀県条例第37号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

同年11月13日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、県立大学事務局が保管している本件対象公文書を特定し、条例第6条第1号（個人が識別される情報）および同条第5号（意思形成に支障が生ずる情報）に該当するとして、非公開の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年11月27日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の非公開理由説明書に対する意見書および意見陳述において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1) 「学問の自由」と「大学の自治」について

県立大学に関しては、「学問の自由」およびそれに由来する「大学の自治」により、大学の自主的決定があるわけであるが、それ故、「学問の自由」や「大学の自治」によって県立大学はどんなことをしているのかということ、他の県の組織以上に、より県民に情報公開していくべきである。

実施機関の非公開理由説明書に、「教員人事は、重要な大学自治の柱であり、その選考にあたり外部の影響排除は当然であり」とあるが、県民に対して情報を公開するということは、排除されるべき外部の影響といったものではなく、県の一部でありながら自主的決定をしている組織としての義務である。また、情報を公開する

ということは、県民の県立大学に対する信頼を高めることに繋がるもので、県立大学の「学問の自由」と「大学の自治」をむしろ支えるものである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 投票録について

選考に対する棄権は、候補者に対する批判票に繋がるというのは論理の飛躍であり、投票に棄権者があつたとしてもその意味をどのように解するかは個人の問題であり、自由な意思によって判断された結果であつて無用の憶測である。

イ 開票録について

予備選挙においては、選挙前に設けられた「学長候補者推薦書管理委員会」がまとめた30人の被推薦者リストが選挙の公示と並んで掲示されており、また、本選挙においても5人の候補者が公示されており、これらは誰でも見ることのできる状態になっていたものである。学長候補者氏名というのは事実上すでに公になっている情報である。

また、順位や得票数についても、候補者個人のプライバシーと言われるような情報ではなく、学長に誰を選任するかという結果が表れたものにすぎず名誉を損なうということにはならない。

ウ 有権者名簿について

県立大学の職員は公務員であり、しかもすでに公にされている。この有権者名簿では、休職と停職のどちらかもわからないし、理由も期間もわからずあくまで外形的記載に過ぎず、公開されて然るべきものである。

(3) 条例第6条第5号の該当性について

ア 投票録について

平成12年9月に実施された学長選挙は、すでに全ての過程が終了し、平成13年4月からの学長予定者が決定しており、公開することが当該選挙に著しい支障を及ぼすことはあり得ない。

また、実施機関は、公開することにより得票活動に繋がりがかねないと主張しているが、選挙に際し得票活動を行うことがどのような支障になるのか理解できない。

イ 開票録について

平成12年9月に実施された学長選挙は、すでに全ての過程が終了し、平成13年4月からの学長予定者が決定しており、公開することが当該選挙に著しい支障を及ぼすことはあり得ない。

また、実施機関は、情報公開するとなれば、氏名の上がった者の途中辞退や有形無形の圧力がかかりかねないと主張しているが、これらは、選挙期間中だけ非公開にしておけば、その選挙に影響を及ぼしようがないものであり、すでに選挙が終了している以上第5号には該当しない。

(4) 条例第6条第6号の該当性について

「今後も反復して」ということであるが、選挙の期間中だけ非公開にしておけば、その時の選挙に影響を及ぼしようがないということは今後も変わらない。

また、無記名投票で、すでに終了して学長予定者も決まっている選挙の開票録を公開しても、学長選考の実施目的を失うことはないし、公正で円滑であることに何

ら変わりはない。

なお、実施機関は、本件処分において本号の該当性について触れてはいなかった。

(5) 条例第7条部分公開の解釈適用について

条例第7条では部分公開について、「・・・当該公文書の公開をしないものとする部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。」と定めている。仮に、本件対象公文書の一部に非公開条項に該当する部分があったとしても、全部を非公開にするのではなく個別具体的な検討の末、区分して公開できるものは公開するという部分公開の規定を理解していない決定である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

(1) 公開決定に当たっての基本的な考え方

ア 大学自治と学長選考について

学校教育法第52条に「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められており、大学は教育機関であるとともに学術の中心としての研究機関としての性格を有している。このため、憲法第23条に保障される「学問の自由」に由来して、「大学の自治」が定着し、尊重されるべきものとされている。

この大学自治の主な点は、学長、教員等の大学の研究教育に携わるものの人事は、大学の自主的決定に委ねられていること。大学の研究教育は大学が自主的に決定した方針に従って行われるべきことの二点である。

特に、人事については、教育公務員特例法第4条で、「学長の採用は選考によるものとする。」と規定され、同条第2項で「学長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。」と規定されており、大学の学長、部局長、教員の採用と昇任を一般の公務員のように競争試験でなく、「選考」によるものとし、これを評議会に委ねられている。

イ 学長選挙について

学長選考は、重要な大学自治の柱であり、その選考にあたっては外部の影響排除は当然であり、滋賀県立大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）では、公示、縦覧等について、学長選考の有権者である教員のみを対象としている。

また、選考規程に基づき、選挙という形態で選考を実施したが、これは教育公務員特例法の趣旨のとおり、学長候補者の「人事選考」であり、将来も派生することが確実な事項である。

なお、学長選挙過程で氏名の上がった者は、学長候補者でなく、あくまで本選挙候補者あるいは当選者であり、かつ本人の事前承諾を得たものでもなく、評議会の決定をもって初めて学長候補者となるものである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 学長選挙においては、得票数および棄権者数等は、選考過程における学長候補者

という個人の評価が現れたものである。

イ 投票録について

選考に対する棄権は、候補者に対する批判票に繋がり、ひいては個人の評価に繋がるおそれがある。

ウ 開票録について

学長候補者の選考基準は、選考規程第4条で「学長候補者は、滋賀県立大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから選考する。」と規定されている他は何ら規定しておらず、立候補制なり推薦制度を採用しているものでもない。

したがって、氏名の上がった者の情報、名誉については、選挙終了後においても当然に保護、尊重されるべきで、得票順位、学長候補者氏名、得票数等の欄に記載された情報は個人に関する情報に該当する。

エ 有権者名簿について

有権者名簿は、学長選挙の有権者の職氏名を記載したものであるが、有権者の資格として選考規程第8条第2項および第10条第2項の規定に「選挙の期日までに退職した者ならびに選挙の日において休職中および停職中の者を除く。」と規定されている。

県立大学の職員については、滋賀県立大学研究者総覧（以下「研究者総覧」という。）に教員の氏名・職等が記載されており、これについては公開しているところである。したがって、有権者名簿を公開すれば、この研究者総覧と対比することにより、個人に関する情報である休職者・停職者の氏名等が明らかとなる。

(3) 条例第6条第5号の該当性について

ア 投票録について

学長選挙においては、有効投票の過半数の得票で当選者となるが、得票数如何では、不在者投票、棄権がそのウェイトを大きく占め、公開することにより得票活動に繋がりがかねないおそれがあるなど意思形成上支障が生ずるおそれがある。

イ 開票録について

学長選挙は、今後も反復して実施されるものであり、公開するとなれば、氏名の上がった者の途中辞退または有形無形の圧力がかかりかねない危惧が生じるとともに、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らないなど、学長選考上の意思形成に支障が生ずるおそれがある。

(4) 条例第6条第6号の該当性について

学長選挙は、今後も反復して実施されるものであり、開票録を公開するとなれば、氏名の上がった者の途中辞退または有形無形の圧力がかかりかねない危惧が生じるとともに、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らない。このことは、本学が学長選考の後に実施することとなっている同種の選考、すなわち各学部長、学科長等の選考にまで影響し、これらの事務執行に支障が生ずるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の公文書公開の基本理念は、第1条の「目的」および第3条の「解釈および運用」等に規定されているように、県の保有する情報は公開を原則とし、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、県民等の県政への参画を一層促進し、より身近で開かれた県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。したがって、本県の情報公開制度においても、例外的に非公開とせざるを得ない情報があることは否定できないところである。

このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき判断するものである。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、予備選挙に関して、有権者名簿11枚、投票録1枚および開票録3枚が存在し、本選挙に関しては、有権者名簿11枚、投票録3枚（予備選挙上位5人による本選挙、上位2人の末位者順位決定投票および決選投票の各1枚）および開票録3枚（予備選挙上位5人による本選挙、上位2人の末位者順位決定投票および決選投票の各1枚）が存在する。

(3) 本件対象公文書の記載内容について

本件対象公文書には、それぞれ次の情報が記録されている。

ア 有権者名簿 選挙種別、学長選挙管理委員会の印影、学部名、番号、学科等、職名および氏名

イ 投票録 選挙種別、選挙日時、有権者名簿登載の有権者数、不在者投票者数、当日の投票者数、投票者数計、棄権者数、投票用紙交付枚数、投票数、書損数、選挙立会人署名および選挙立会人の印影

ウ 開票録 選挙種別、開票日時、投票総数、有効投票、無効投票、得票順位、学長候補者氏名、得票数、選挙立会人署名および選挙立会人の印影

(4) 大学の自治と学長選考について

大学は、学校教育法第52条に「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められており、また、同法第59条第1項に「重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定められている。このことは、憲法第23条の学問の自由を保障するために、大学の自治を制度的に認めたことを意味すると解される。

また、教育公務員特例法第4条第2項に「学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有するものについて、評議会の議

に基づき学長が定める基準により、評議会が行う。」と定められている。

したがって、学長の選考は、大学の自治の制度の下、大学の自主決定に委ねられた人事選考であると考えられ、その選考にあたっては、外部の影響を極力排除することも認められると考える。

しかしながら、本件対象公文書は、選考規程に基づき、県立大学学長の選考過程において実施された選挙に関する文書であり、審議、協議、検討等により行われる選考に関する文書とは言い難く、選考過程における文書であることのみをもって、これを公開することにより大学の自治を侵すことになると考えるには至らないことから、公開請求に対しては、学問の自由・大学の自治を踏まえながらも、条例の基本理念に従い各公文書に記載されている情報について、条例第6条各号の適用除外事項に該当するか否かを個別、具体的に検討し、公開、非公開について判断しなければならないと考える。

(5) 条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、病歴、家族構成、職歴、資格、学歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの」は公開しないものとし、例外として同号ただし書で「ア 法令または条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、または取得した情報」、「ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、または取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」は公開できることと規定している。

そこで、この条例解釈を踏まえ、本件対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

ア 有権者名簿について

有権者名簿は、選考規程に基づき、県立大学の各学部、国際教育センターおよび看護短期大学部ごとに、予備選挙および本選挙のためにそれぞれ作成されている。これらの中には、選挙の日までに退職した者ならびに選挙の日において休職中の者および停職中の者を除いた学長ならびに県立大学および看護短期大学部の専任の教授、助教授、講師および助手（本選挙にあっては、助手を除く。）の職名および氏名が五十音順に記載されており、この職名および氏名は本号本文に該当する情報と判断する。

しかし、本号は、上述のとおりただし書の規定により非公開の適用除外項目を3つ定めており、本号により非公開とするには、これらに該当しないことも検討する必要がある。

上述の本号本文に該当するとした情報が、ただし書アおよびウについて該当しないことは明らかである。ただし書イについては、その解釈について県作成の解釈運用の手引きでは「当該個人が公表されることを了承し、または公表されることを前提として提供した情報」、「当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報」または「公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人の

プライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」も該当するものとしている。当審査会としてもそうした解釈に異論はなく、こうした観点も踏まえ該当性の有無について検討するに、予備選挙および本選挙のために作成された各学部および国際教育センターの有権者名簿ならびに本選挙のために作成された看護短期大学部の有権者名簿には、すでに公となっている県の職員録および研究者総覧に登載されている各学部等ごとの県立大学教職員のうち対象となる教職員全ての職名、氏名が記載されており、これらの情報は本号ただし書イに該当すると判断する。

次に、看護短期大学部の予備選挙に関する有権者名簿においては、県の職員録および研究者総覧に登載されている看護短期大学部の県立大学教職員の全てが記載されているわけではなく、これらに対比することにより当該有権者名簿に記載されていない者（以下「非記載者」という。）が特定されることとなる。このことは、記載されている県立大学教職員に関する情報が、本号ただし書イに該当することにより変わりはなく、この有権者名簿を公開すると、選考規程第8条第2項の規定に照らして、非記載者が退職、休職または停職していることが明らかとなり、当該非記載者の通常他人に知られたくない個人に関する情報が結果的に公開されてしまうことになると考えられる。したがって、当該非記載者が識別できない程度にこの有権者名簿の一部を非公開とすることが一般的には適当と考える。

しかしながら、当該非記載者の状況を実施機関から詳細に聴取したところ、当該非記載者は、看護短期大学部の四年制大学移行に向けた教員の資質向上と教員確保を図るため制定された「滋賀県立大学看護短期大学部看護教員大学院留学要綱」に基づき、国内大学大学院に留学したものであり、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれはないと認められ、また、すでに職名、氏名については公となっている情報に該当するため、本号ただし書イに該当すると判断する。

なお、有権者名簿に記載されている選挙種別、学長選挙管理委員会の印影、学部名、番号および学科等については、本号本文に該当しないことは明らかである。

イ 投票録について

予備選挙および3回の本選挙に関して作成された投票録に記載されている情報のうち、選挙立会人欄に記載されている筆跡のわかる署名と印影については、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、本号本文に該当すると認められるとともに、ただし書アからウのいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、有権者名簿登載の有権者数、不在者投票者数、当日の投票者数、投票者数計、棄権者数、投票用紙交付枚数および投票数は、予備選挙および3回の本選挙におけるそれぞれの投票状況を数字で表しているに過ぎず、特定の個人が識別され得る情報には該当しないと判断する。

なお、棄権者数が学長候補者に対する評価に繋がると実施機関は主張するが、選挙において有権者が棄権するということは、これが意図的な棄権であったとしても、その有権者が選挙自体に対する批判の意を表しているのか、特定の候補者に対して批判・評価を行っているのか、意中の候補者がいないことを示しているのか、あるいは単に選挙に参加しなかったのかなど、その真意はわからず、実施機関が主張するように棄権者数が直ちに特定の学長候補者に対する評価に繋がる情報と考えるこ

とは適当ではないと考え、本号本文には該当しないと判断する。

また、選挙種別は、予備選挙または3回の本選挙に関するその選挙の種別を明示したものであり、選挙日時は、予備選挙または3回の本選挙に関する日時を明示したもので、いずれも本号に該当しないことは明らかである。

ウ 開票録について

予備選挙および3回の本選挙に関して作成された開票録に記載されている選挙立会人欄の筆跡のわかる署名と印影については、前記イと同様に、本号本文に該当すると認められるとともに、ただし書アからウのいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、投票総数、有効投票および無効投票は、予備選挙および3回の本選挙におけるそれぞれの投票状況を数字で表しているに過ぎず、前記イと同様に、特定の個人が識別され得る情報には該当しないと判断する。

また、選挙種別は、予備選挙または3回の本選挙に関するその選挙の種別を明示したものであり、開票日時は、予備選挙または3回の本選挙に関する日時を明示したもので、いずれも本号に該当しないことは明らかである。

さて、予備選挙における学長候補者氏名についてであるが、異議申立人は、選挙前に「学長候補者推薦書管理委員会」（選考規程に基づかない任意の組織）が設けられ、「学長候補者被推薦者」として30人の氏名、経歴が大学内に掲示されており、また、選考規程により選挙の結果を有権者に公示しなければならず、その公示については誰もが見るようになるようになっていたことから、すべてを非公開とすることはできないと主張している。当審査会が確認したところでは、予備選挙において学長候補者として開票録に記載されている者と異議申立人が主張する「学長候補者被推薦者」30人は完全には一致していないこと、また、事前に当該各者に候補者となったことに対する説明あるいは承諾を得ていないという事情を考慮すると、当該各候補者の氏名は本号本文に該当し、ただし書アからウのいずれにも該当しないと判断することが一般的には適当であると考えられる。

しかしながら、県作成の解釈運用の手引きにおいて、本号の趣旨として「本号は、個人の尊厳、基本的人権の尊重の観点から、原則として個人に関する情報で個人が識別される情報が記録されている公文書については、公開しないことを定めたものである。」とされていること、また、選考規程第4条の選考の基準として「学長候補者は、滋賀県立大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから選考する。」とされており、このことからすると、当該予備選挙の有権者が、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に識見を有すると判断し、あるいは、今後の大学運営に関する期待等からも評価を行い、学長に相応しいと判断して当該各候補者に投票したことを意味していると考えられ、学長候補者として開票録に氏名を記載されたことをもって、当該候補者に係る社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認めるまでには至らないこと、これらのことを総合的に判断すると、本号を理由として非公開とすることは認め難いと判断する。

さらに、本選挙の候補者となった5人については、滋賀県立大学学長選考規程施

行細則第11条により、「予備選挙の開票が終了したときは、本選挙候補者の氏名に所属職等を付して速やかに公示する。」とされているところ、この公示は実施機関も否定していないように、実態として誰もが見る事ができる状況になっていたことから、この本選挙候補者5人の氏名については、ただし書イにも該当するものと判断する。

次に、学長選挙により選出され、開票録に記載された学長候補者の得票順位および得票数について検討する。

得票順位および得票数というのは、選挙という手法を用いた場合、一般的には各候補者に対するその選挙における評価の現れと考えられ、個人の評価に関する情報であると認めることが相当と考える。しかし、本件学長選挙の場合、有権者が、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有するとして、あるいは、今後の大学の運営に関する期待等からも学長に相応しいとして、投票していると言えるところであるが、それは、選挙にあたって各候補者となる者の履歴等が示されているわけではなく、また、各候補者となる者がその所信を表明して選挙に臨んでいるわけではないことから、有権者が各候補者の有する人格、資質あるいはポリシー等のどの面に着目しどう評価して投票したかは定かではなく、本号の趣旨でいう個人の尊厳、基本的人権の尊重の観点からは、社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがある情報とまでは認め難い。さらに、本件学長選挙は、県立大学の学長という公職者を選考する過程で実施されたものであることを考慮すれば、本号を理由として非公開とすることは認め難い。

(6) 条例第6条第5号の該当性について

条例第6条第5号は「県の機関の内部もしくは機関相互間または県の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であって、公開することにより当該または同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」は公開しないものと規定している。

本号については、その解釈について県作成の解釈運用の手引きでは「同種の審議、協議、検討、調査研究等」とは、反復、継続して行われる審議、協議、検討、調査研究等で、将来派生することが確実なものをいうとしている。

実施機関は、本件対象公文書が大学の自治の制度の下、大学の自主決定に委ねられている学長の選考に関するものであり、選考規程に基づき評議会が選挙という形態で選考した学長候補者の人事選考に関するものであることをもって、意思形成過程の情報であると主張している。また、その過程を公開することになると、今後も反復して実施される学長選考において、学長候補者として選出された者の得票活動に繋がったり、途中辞退が生じたり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかるおそれがあり、学長選考という人事選考の意思形成に支障を生じ、ひいては、大学の自治の制度を脅かすおそれが生じると主張している。

そこで、上述の条例解釈および第5の1の(4)大学の自治と学長選考についての判断を踏まえ、本件対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

本件対象公文書は、平成12年9月に実施された県立大学の学長選考過程において実施された学長選挙に伴い実施機関が取得したものである。この学長選考について

は、平成13年4月に就任する新学長を選考するものであり、選考規程に基づき評議会が、選挙管理委員会を設置し平成12年9月に学長選挙が実施され、その選挙結果をもとに候補者の就任承諾を得て決定し、平成12年10月3日に学長候補者として公示したものである。したがって、異議申立人が本件対象公文書について公開請求を行った平成12年10月10日においては、学長候補者の選考は実質的に完結していたことになり、当該学長選考に関する本件対象公文書を公開したとしても、当該選考過程において支障が生じることはない。

次に、対象公文書に記載されている個々の情報を公開することが、反復して実施される学長選考の過程において、得票活動に繋がったり、途中辞退が生じたり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかるなど、著しい支障が生ずるかを検討することとする。

対象公文書のうち、有権者名簿の各記載情報ならびに投票録または開票録の記載事項のうち選挙種別、選挙日時、投票日時、有権者数、書損数、選挙立会人署名および選挙立会人の印影については、それらの情報が公開されることが前提となったとしても、学長選考という意思形成に著しい支障が生じないことは明らかである。

実施機関は、投票録の不在者投票者数、当日の投票者数、投票者数計、棄権者数、投票用紙交付枚数および投票数の投票結果に関する情報が公開されることにより、得票活動に繋がりがねないおそれがあり意思形成上支障が生ずるおそれがあると主張するが、これらの投票に関する情報、特に投票者数および棄権者数が明確になったからといって、その多寡により今後行われる学長選挙等において、得票活動に繋がるかを考えるに、当該学長選挙は無記名投票で実施されていることを考えれば、これらの情報が直ちに具体的な得票活動に繋がるとも考え難く、実施機関の主張する得票活動は、選挙という手法を用いた場合に考えられる通常の選挙活動の域を逸脱するようなことにはならないと考える。

なお、実施機関は、有効投票の過半数をもって当選するという選考規程の内容を熟知していない者が、棄権者数を学長候補者となった者に対する個人の評価の現れと誤解し、ひいては、その多寡により学長選考という意思形成における正当性に誤った理解をするおそれがあるとも主張するが、当審査会が確認したところでは、本件対象文書に記載されている棄権者数は実施機関が危惧する誤解等を招きかねないほどの多数とは言えないことから、実施機関が主張するおそれはないものとする。

実施機関は、開票録の投票総数、有効投票、無効投票、得票順位、学長候補者氏名および得票数の開票結果に関する情報が公開されることが前提となった場合に、候補者となった者の途中辞退または有形無形の圧力がかかりかねない危惧が生じるとともに、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らず、学長選考上の意思形成に支障が生ずると主張している。開票結果に関する情報が公開されることが前提となった場合に、今後行われる学長選挙等において候補者となった者が途中辞退したり、有形無形の圧力を受けたりするというおそれがないとは言えないが、しかし、これは選挙という手法を用いる限り生じるものと考えられるとともに、選挙結果の公正性を明らかにすることの重要性を考えると、これらのおそれをもって選挙という手法を用いた学長選考上の意思形成に著しい支障が生じるとして非公開

とすることは適当ではないと考える。また、実施機関は、得票数等を公開することになると、次に行われる選挙において票読み等も可能になり有権者への勧誘等が見込まれ、学長候補者の選考という人事選考の意思形成過程に支障が生ずるおそれがあると主張しているが、得票数等の情報の公開・非公開に関わらず、選挙においては票読みや有権者への勧誘等が行われると考えられ、著しい支障が生ずるおそれがあるとまでは言えないと考える。したがって、県立大学の学長という公職者の選考が選挙という方法で実施されていることを考えれば、実施機関が主張しているおそれと、大学の自治を侵さない範囲内において、公職者の選考過程の透明性、公正性を明らかにし、県民に対してその過程を説明するという行政の責務を比較衡量すれば、後者が優先されるべきであると考ええる。

また、実施機関は、この学長選考に係る選挙は公職選挙法に基づいて実施される選挙のように立候補制、推薦制を採用せず、その選挙結果についても有権者である県立大学の教職員に対しても限定的にしか公表していないものであり、一般の選挙とは異なり、前述のおそれについて極力排除しようとしているものであると主張している。当審査会としては、反復して実施される学長選考に対するこれらのおそれについては上述のとおり判断するとともに、学長選考の過程におけるこれらのおそれについては、その選考が終了するまで関係文書を非公開とすることなどにより、それらの危惧はなくなると考えられるので、その関係文書の公開の時期と公開の方法を適切に判断することにより、排除できるものと考ええる。

したがって、これらの支障が生ずるおそれがない以上、学長選考における大学の自主的決定を阻害することにもならないと考える。

以上のことから、本件処分に関して、本件対象公文書に記載されている情報は、本号に該当しないものと判断する。

(7) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は「県の機関または国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画および実施細目、争訟および交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務に関する情報であって、公開することにより、当該もしくは同種の事務の実施目的を失わせ、またはこれらの事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」は公開しないものと規定している。

本号については、その解釈について県作成の解釈運用の手引きでは本号の「事務の実施目的を失わせ、またはこれらの事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」とは、公開することにより事務を実施する意味が喪失するもの、経費が著しく増大したり実施時期が大幅に遅れるなど行政が混乱するものなどが考えられ、「著しく困難にする」かどうかは、その危険の有無、程度等を客観的に検討する必要があるとしている。

実施機関は、本件対象公文書を公開することにより、学長選考の過程に係る公文書が公開されることが前提となると、今後も反復して実施される学長選考において、候補者として選出された者が途中辞退したり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかる危惧があり、その結果次第では、選挙のやり直しを招かないとも限らず、事務執行の円滑な実施を困難にするおそれがあると主張してい

るので、本号の該当性を検討する。

実施機関は、条例第6条第5号の該当性のところで主張したおそれのうち、学長選挙に関しての関係文書が公開されることが前提となった場合に、候補者として選出された者が途中辞退したり、または候補者となった者に対する有形無形の圧力がかかりかねない危惧があり、結果としての選挙のやり直しを招きかねないというおそれがあり、さらに、選挙のやり直しとなった場合には、学長選考の後順次実施されることになっている各学部長あるいは学科長等の選考過程にまで支障が生じることになり、学内の運営についても支障がでる事態になりかねないとして、本号に該当すると主張している。しかしながら、当審査会は、候補者の途中辞退や候補者への有形無形の圧力に関する危惧については、前記(6)第5号の該当性において判断したとおり、反復して実施される学長選考における選挙に著しい支障を生じるとまでは言えず、本号をもって非公開とする理由はないものと判断する。

(8) その他

異議申立人は、実施機関が本件処分の決定通知書に記載した非公開理由以外の理由を、本件審議において新たに主張していると指摘しているので、このことについて以下検討する。

行政処分における理由付記の趣旨は、処分者に理由を明記させることにより判断の合理性を担保し、かつ、処分の相手方に対しては不服申立てまたは取消訴訟の提起に関しての便宜を与えるという点にあることは疑いのないところである。その趣旨は、処分の相手方に対し行政手続上の保障を与えるものであって、重要な意義を有するものである。しかしながら、行政手続の保障は、行政運営の効率性、経済性と相反する関係を生ずることもまた事実である。仮に、処分について争いが生じた場合に理由の差し替えや追加が一切認められないとすると、処分者は同一の請求に対し改めて手続をやり直すこととなり、理由の異なる同一処分の繰り返しあるいは紛争の再燃など行政経済、公益性を著しく害する事態が生じかねない。この点に関し、一般的に理由付記を明文で要求している場合には、理由の差し替え、追加を一切許さないとの解釈もできなくはないが、当審査会は、本件処分についての理由の追加が認められるか否かは、条例の趣旨を踏まえて検討すべきと考え、最高裁判所第二小法廷が、平成11年11月19日、公文書一部公開拒否取消訴訟事件(平成8年(行ツ)第236号)の判決で示しているところに従い、次のように判断する。

条例において非公開決定の通知に併せてその理由を通知すべきものとしていることは、非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してそのし意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきであると考え。そして、この目的は非公開の理由を具体的に記載して通知すること自体をもってひとまず達成されることになり、また、条例の規定をみても、理由通知の定めが、上述の趣旨を超えて、一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の不服申立てにおいて主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとみるのが相当であると考え。

したがって、当審査会は、実施機関が本件処分の決定通知書に記載した非公開理

由以外の理由を、本件異議申立てにかかる非公開理由説明書および意見陳述において追加したことについては許容されるべきものと判断し、その理由についても審議することとしたものである。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、異議申立人等からの意見聴取を含め、次のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成12 . 12 . 11	・実施機関から諮問を受けた。
12 . 27	・実施機関から非公開理由説明書の提出を受けた。
平成13 . 1 . 13	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
1 . 29 (第86回審査会)	・諮問案件について、事務局から説明を受けた。
5 . 10 (第88回審査会)	・諮問案件について、事務局から資料の説明を受け、審査をした。
6 . 28 (第89回審査会)	・実施機関職員から非公開理由を聴取し、その内容を検討した。
7 . 27 (第90回審査会)	・異議申立人等から非公開理由に対する意見を聴取し、その内容を検討した。
8 . 30 (第91回審査会)	・諮問案件の審査をした。
10 . 10 (第92回審査会)	・諮問案件の審査をした。
11 . 28 (第93回審査会)	・諮問案件の審査をした。
平成14 . 1 . 18 (第94回審査会)	・諮問案件の審査をした。
2 . 7 (第95回審査会)	・諮問案件の審査をした。